

【2022-9】 2022年9月2日 株式会社日本F4協会

2023年度からのJAF国内競技車両規則 変更について

2022年8月22日付「2023年 JAF 国内競技車両規則の制定について」が公示されました。ここにご報告します。

2023 年より選手権規定により名称が F4 から「Formula Beat」(略称: F-Be) に変更されています。ご注意ください。

2023 年からの規則変更では、FIA 既認証のサバイバルセルを使用して F-Be マシンを製作する際の JAF 認証が不要となりました。

詳細は下記を参照ください。

https://motorsports.jaf.or.jp/regulations/announcement/notice/2022/20220819_02

以上

JAF 公示の抜粋を下記します。下線部分が変更箇所です。

2023 年規則	2022 年規則
第9章 <mark>Formula Beat (F-Be)</mark>	第9章 <u>フォーミュラ4(F4)</u>
第1条 規定	第1条 規定
1.1)~1.3) [略]	1.1)~1.3) [略]
1.4) 規則の遵守	1.4) 規則の遵守
車両は、競技期間中いかなる時でも、これらの規則に合致	車両は、競技期間中いかなる時でも、これらの規則に合致
していなければならず、第 <u>5</u> 編細則	していなければならず、第 <u>4</u> 編細則" <u>F4</u> 車両規定の競技
" Formula Beat 車両規定の競技会用実施細則"	会用実施細則"をも遵守すること。
をも遵守すること。	
1.5)~1.8) [略]	1.5)~1.8) [略]
第2条 車体と寸法	第2条 車体と寸法
2.1) ~2.4) [略]	2.1) ~2.4) [略]
2.5)フラットボトム	2.5) フラットボトム
2.5.1) ~2.5.3) [略]	2.5.1) ~2.5.3) [略]
2.5.4) 車両の底部を防護するため、スキッド <u>板</u> をフラ	2.5.4) 車両の底部を防護するため、スキッドをフラッ
ットボトムを構成するソリッドパネルに突出する形で最大	トボトム区画の外に配置することができるが、本規則第2



4枚まで取り付ける事は許される。このスキッド板は長方形で300mm×1,000mm以下のサイズで、厚さは6mm以下である事。周囲に最大R6の形状を持つ事は許される。スキッド板は車両中心軸に対称に取付けなければならない。スキッド板は連続して取り付けても良い。スキッド板の材質はアルミニウム合金、木材、樹脂のいずれかに限られる。スキッド板はフラットボトムに堅固に取り付けられていて、走行中の脱落はあってはならない。但し、摩滅による形状変化は許容される。取り付けには接着とアルミニウムファスナーの併用が推奨される。

条「車体と寸法」を遵守しなければならない。

なお、スキッドの端部は半径5mm以上の面を持つこと とする。

2.5.5)~2.5.6) [略]

2.6) 空気力学的装置

「略〕

いかなる状況下にあっても本条によって規定される表面によって生ずる幾何学平面より<u>スキッド板を除き</u>下部に位置してはならない。

2.7)~2.8.2) [略]

第3条~第6条 [略]

第7条 燃料パイプとタンク、ケーブルおよび電気装置

7.1)~7.3) [略]

7.3.1) JAF/FIA承認の安全燃料タンク

第5編"細則"参照

7.3.2)~7.4) [略]

第8条~第10条 [略]

第11条 安全装置

11.1)~11.4) [略]

11.5) 安全ベルト

2本の肩部ストラップ、2本の腰部ストラップおよび2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。

これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA基準8853/98に合致していなければならない。

11.6)~11.8) [略]

11.9) 安全構造

11.9.1) サバイバルセル

2.5.5)~2.5.6) [略]

2.6) 空気力学的装置

「略]

いかなる状況下にあっても本条によって規定される表面に よって生ずる幾何学平面より下部に位置してはならない。

2.7)~2.8.2) [略]

第3条~第6条 [略]

第7条 燃料パイプとタンク、ケーブルおよび電気装置

7.1)~7.3) [略]

7.3.1) JAF/FIA承認の安全燃料タンク

第4編"細則"参照

7.3.2)~7.4) [略]

第8条~第10条 [略]

第11条 安全装置

11.1)~11.4) [略]

11.5) 安全ベルト

2本の肩部ストラップ、<u>1</u>本の腰部ストラップおよび2本の脚部ストラップの装着が義務付けられる。

これらのストラップは、車両に確実に固定され、FIA基準8853/98に合致していなければならない。

11.6)~11.8) [略]

11.9) 安全構造

11.9.1) サバイバルセル



1)~3) [略]

4) その全長を通じそれぞれの構造部材は、金属材料製の場合最小15,000mm2の構造断面積(空隙を含む)を有しなければならない。カーボン/アラミド繊維製の場合はこの限りではないが、金属材料製と同等かそれ以上の強度を有し、その証明をJAFに提出し、承認を得なければならない。

また、FIAの基準を満たし、FIAの承認を受けているサバイバルセルはその使用が認められる。ただし、<u>この</u>サバイバルセルを使用する場合、参加者ならびに利用者は当初の安全性能を有することを自ら検査確認しなければならない。損傷がある場合には性能が満足すように補修すること。

5) [略]

11.9.2) [略]

11.9.3) ロール構造体

1) 「略]

2) [略]

座席の背部にある主要ロール構造体は、車両の縦方向の中 心線に対し左右対称であり、また次の項目に合致しなけれ ばならない。

-高さはコクピット底面から垂直に測定し、ロール構造体の頂点までの間が少なくとも950mmなければならない。

但し、11.9.1)「サバイバルセル」4)基づき FIAの 承認を受けているサバイバルセルを使用する場合は、ロー ル構造体最低寸法950mmの規則適用を免除する。

3) ~ 一般考察 [略]

11.10) [略]

第12条 [略]

1)~3) [略]

4) その全長を通じそれぞれの構造部材は、金属材料製の場合最小15,000mm2の構造断面積(空隙を含む)を有しなければならない。カーボン/アラミド繊維製の場合はこの限りではないが、金属材料製と同等かそれ以上の強度を有し、その証明をJAFに提出し、承認を得なければならない。

また、FIAの基準を満たし、FIAの承認を受けているサバイバルセルはその使用が認められる。ただし、<u>製造</u>後10年以上を経過したものを使用する場合はJAFに申請し、その承認を得なければならない。

5) [略]

11.9.2) [略]

11.9.3) ロール構造体

1) [略]

2) [略]

座席の背部にある主要ロール構造体は、車両の縦方向の中心線に対し左右対称であり、また次の項目に合致しなければならない。

-高さはコクピット底面から垂直に測定し、ロール構造 体の頂点までの間が少なくとも950mmなければならない。

但し、11.9.1)「サバイバルセル」4)基づきFIAの 承認を受けているサバイバルセルまたは製造後10年を経 過しJAFにその使用を申請し承認されたサバイバルセル を使用する場合は、ロール構造体最低寸法950mmの規 則適用を免除する。

3) ~ 一般考察 [略]

11.10) [略]

第12条 [略]